老人短期入所 松崎十字の園 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人十字の園が開設する 「松崎十字の園」(以下「事業所」という。)

が行う短期入所生活介護事業および介護予防短期入所生活介護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、その能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援するために、短期入所生活介護施設に短期間入所し、適正な短期入所生活介護サービス等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 松崎十字の園の従業者は、居宅サービス計画に基づき、要介護者等の心身の特性を踏ま えて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該施設において入 浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を 図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 この事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - (1) 名 称 松崎十字の園
- (2) 所在地 静岡県賀茂郡松崎町江奈157

(利用者の定員)

- 第4条 この事業を行う事業所の利用者及び居室の定員は次のとおりとする。
- (1)利用定員
- 9名
- (2) 居室の定員 4名以内
- 2 利用定員及び居室定員を超えて入所させてはならないものとする。ただし災害時等の特別 な場合および空床利用時はこのかぎりではない。

(利 用)

第5条 当該サービスを利用できる者は、(以下、利用者という。)介護保険法(平成9年法律第123号)第7条3項の規定に該当する要介護者で、事業所が規定するサービス利用に関する契約を締結した者とする。ただし、上記以外の者および同法第17条4項の規程に該当する要支援者で関係市町村が措置を委託した者はこの限りではない。

(利用の中止、変更等)

第6条 利用者は利用期日前において利用の中止、変更等を行なうことができる。

(利用者のとるべき規律)

- 第7条 利用者は、次の規律を守らなければならない。
 - (1) 施設が定めた諸規則を守るとともに、他人に迷惑を及ぼし集団生活を乱すような言動は慎むこと。
- (2) 保健衛生上、居室内で食物を調理し飲食してはならないこと。
- (3) 外出の際は、その理由を申し出て、施設長の許可を得ること。
- (4) 火気使用指定場所以外で、火気を使用しないこと。
- (5) その施設長及び職員の指示に反する行為をしないこと。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第8条 この事業所に勤務する従業者の職種は次のとおりとし、一部の従業者については兼務と することができる。(特養職員を含む)
- (1) 管 理 者 (施設長) 1人 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医 師 1人 医師は、利用者の診療及び健康管理を行う。
- (3) 生活相談員 1人以上 生活相談員は、事業の利用申込みに係わる調整、利用者、家族との相談、苦情の対応、又、 居宅介護支援事業者他の機関との連絡において必要な業務を行う。
- (4)介護職員 21人以上 介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し日常生活の介護介助、観察、記録を行 う。
- (5) 看護職員 2人以上 看護職員は、利用者の健康チェック、管理及び健康相談を行う。
- (6) 管理栄養士又は栄養士 1人以上 栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (7)機能訓練指導員 1人以上 機能訓練指導員は、利用者の残存機能の促進、維持、移動動作の安全指導機能の減退を予 防し、日常生活の活発化のための訓練、レクリェーションを行う。
- (8)介護支援専門員 1人以上 介護支援専門員は、入所者及び家族の心身及び状況を十分に把握し、その希望に添った個別の施設サービス計画原案を作成し、入所者又は家族に対し説明し、同意を得る。また実施状況の把握を行うと共に必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(従業者の勤務体制の確保)

第9条 事業所は、利用者に対し、適切なサービスが提供できるよう従業者の勤務体制を定める こととする。 (サービス内容の説明)

- 第10条 事業所は当該サービスの提供に際し、利用者の心身の状況並びに利用者又はそのご家族等の希望を踏まえて、具体的なサービス計画(短期入所生活介護計画)を作成し、利用者又はご家族等に説明し、同意を得るものとする。
 - 2 当該サービスを利用するにあたっての詳細は重要事項説明書による。

(利用料等)

- 第11条 事業所が当該サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、 当該サービスが法定代理受領である場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支 払いを受けるものとする。尚、それ以外の場合は法令によるものとする。
- 2 事業所は、前項の利用料のほか介護保険給付対象外のサービスの利用代金の支払いを受ける ことができる。
- 3 前項のサービスの提供にあたっては、予め利用者又はその家族等に対し、サービスの内容及 び費用について説明をし、同意を得るものとする。
- 4 前項各号に定める利用料金は重要事項説明書による。

(サービス利用に当っての留意事項)

- 第12条 利用者は、当該事業を利用するに当たって、以下の掲げる事項に該当する場合サービス を受けることが出来ないことがある。
 - (1) 伝染性疾患により他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ治療が必要である場合。
- (2) 利用者の行動が他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを予防できない場合。
- (3) 故意に法令や管理規定等に違反しあるいは重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合。

(通常の送迎の実施地域)

第13条 通常の送迎の実施地域は、松崎町、西伊豆町とする。

(緊急時の対応)

第14条 介護職員等は、当該サービスの実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生 じたときは、速やかに家族、主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告し適 切なる対応を講じる。

(苦情処理及び損害賠償)

- 第15条 事業所は、利用者又はその家族から苦情があった場合には、迅速かつ適切な対応をとるものとし、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を設けることとする。
 - 2 利用者又はその家族等からの苦情に対して、市町村が行う調査に協力するとともに、助言を受けた場合は改善に努めるものとする。

3 利用者に対し賠償すべき事故が生じた場合には速やかに対応するものとする。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、別に定める防災対策規程により、地震その他の災害による被害の防止及び 軽減に努めることとする。

防災訓練

災害時における入所者及び職員の生命、身体の安全及び保護並びに被害の軽減を図るため、 防災訓練を行うものとする。

事業所は、訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等へ参加する等地域との連携を重視する。

(衛生管理)

- 第17条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲料水について、衛生的な 管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、当該施設において感染症が発生、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の 整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(虐待の防止)

- 第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待の防止のための研修(年2回以上)を定期的に実施する。
 - (4) 虐待防止の措置を講ずるための担当者を置く。
 - 2 事業所はサービス提供中に、当該施設職員又は養護者(利用者家族等高齢者 を現に養 護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通 報するものとする。

(掲 示)

第19条 事業所は、施設の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他サービスの内容等、重要事項を掲示するものとする。

(秘密の保持)

- 第20条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。
- 2 従業者でなくなった者も同様とする。

(従業者の研修)

- 第21条 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。
- (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2)継続研修 年1回以上
- 2 事業所は、全ての施設介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

(記録の整備)

- 第22条 事業所は、設備、備品、従業者及び会計に関する記録を整備するものとする。
- 2 利用者に対するサービス提供に関する次の記録を整備し、完結の日から 2 年間保存するものとする。
- (1) 短期入所生活介護計画
- (2) 健康管理の記録等、その提供した指定短期入所生活介護サービスに係る記録
- (3) 緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等に関する記録
- 3 運営に関する記録、利用者に関する記録、会計経理に関する記録は完結の日から5年間保存 するものとする。

(地域等との連携)

第23条 事業所は、地域住民やボランティア活動等との連携、協力に努めるものとする。

(その他)

第24条 この規定に定めるもののほか運営に関する事項は、社会福祉法人十字の園と事業所の 管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

- この規定は2002(平成14)年4月1日から施行する。
 - 2002 (平成14) 年 9月30日改訂
 - 2004 (平成16) 年12月 日改訂
 - 2007 (平成19) 年11月 1日改訂
 - 2010 (平成22) 年12月 1日改訂
 - 2013 (平成25) 年11月 1日改訂
 - 2024(令和6) 年 3月 1日改訂